

若年夫婦・子育て世帯向け家賃補助

申込み基準日現在(右ページ参照)で、以下の世帯要件・住宅要件の全てを満たしていること

●世帯要件 (次の要件の全てを満たす世帯であること)	チェック欄
(1) ○若年夫婦世帯 申込者本人と配偶者が婚姻・同居しており、夫婦の満年齢の和が80歳以下の世帯 又は ○子育て世帯 申込者本人又は配偶者が義務教育修了以前の子を扶養し、同居している世帯	
(2) 原則として、泉北ニュータウン外から泉北ニュータウン内の住宅要件を満たす賃貸住宅に転居し、住民登録上の転入・転居日から1年以内であること ※例外として、次の場合は、泉北ニュータウン内での転居でも可 ①婚姻を契機として新たに同居を始めた若年夫婦で、夫婦のどちらかが泉北ニュータウン外から転入した場合 ②夫婦ともに、又は夫婦どちらかが泉北ニュータウン内で親族と同居していたが、婚姻を機に別の世帯を形成するために転居した場合 ③若年単身勤労世帯向けアシスト補助を受けていたが、婚姻して同居するために、夫婦のどちらかが転居した場合(③の場合は、若年単身勤労世帯向けアシスト補助の資格喪失から1年以内であること。若年単身勤労世帯向けアシスト事業補助を受けた期間分が、若年夫婦・子育て世帯向けアシスト事業補助の補助期間から差し引かれます。)	
(3) 世帯全員の所得の合計が79万7千2千円以下であること ※所得とは、収入から所得税法上の規定による必要経費を差し引いた額です。	
(4) 生活保護や他の公的制度による家賃補助を受けていないこと	
(5) 世帯全員が堺市の市税を滞納していないこと ※市税務部と分割納付の誓約を結んでいて、当該誓約どおり納付している場合であっても未納がある限り要件を満たすことはできません。	
(6) 世帯全員が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと ※性的マイノリティの方等、申込者本人とパートナーが堺市パートナーシップ宣誓書受領証を持っている世帯についても若年夫婦世帯と同様に取り扱います。	

●住宅要件 (次の要件の全てを満たす賃貸住宅であること)	チェック欄
※府営住宅、会社等が整備・賃貸借する給与住宅、住宅の間借り等は対象外です。 ※申込者本人又は配偶者が賃貸借契約の賃借人になっている必要があります。	
(1) 泉北ニュータウン内に立地していること (範囲は裏表紙参照)	
(2) 住戸専有の床面積が、戸建て住宅は75㎡以上、共同住宅は55㎡以上であること	
(3) 昭和56年6月1日以降の新耐震基準を満たす耐震性能があること ※昭和56年6月1日より前の旧耐震基準で建築確認を受けている住宅の場合、耐震性能の証明が必要になります。	
(4) 家賃が5万円を超えていること ※家賃とは賃貸借契約に定められた賃借料の月額であり、共益費、光熱水費、駐車場使用料などは除きます。貸主から家賃のキャッシュバックや減額等がある場合、その額を家賃から差し引いた上で補助額を計算します。	
【参考】上記住宅要件を満たす住宅 ★UR団地…竹城台一丁、鴨谷台三丁、城山台二丁、城山台三丁 (一部対象外の住戸もあります。空き状況等は、UR泉北営業センターにお問い合わせください) 【堺市南区茶山台1-2-3(南専門店街ビル1階) 072-290-6900 9時30分~18時 定休日:水】(H31.3.1現在) ★公社団地…茶山台(2戸の住戸を1戸に結合してリノベーションした住戸のみが対象です。 空き状況等は、大阪府住宅供給公社 住宅経営課募集グループにお問い合わせください) 【大阪市中央区今橋2-3-21 藤浪ビル2階 06-6203-5454 9時~17時45分、定休日:日・祝】(H31.3.1現在) ★民間賃貸住宅…このリーフレットを持ってお近くの不動産仲介業者にご相談ください。	

申込み時に必要な持ち物

	チェック欄
1 住民票(世帯全員の続柄入り。発行から3ヶ月以内) ※マイナンバーは記載しないでください。	
2 世帯全員の最新の住民税課税証明書(中学生までの子は不要) ※所得の有無に関わらず1人1枚、所得額が記載されている証明書が必要です。 (非課税であることのみを証明する書類は不可)	
3 賃貸借契約書のコピー ※契約書全体のコピーが必要です。	
4 賃貸借契約にかかる重要事項説明書等、住宅要件の適格が確認できる書類のコピー	
5 要件確認申込書(様式第1号)	} ニュータウン地域再生室で配布しています。 又は市ホームページでダウンロードできます。
6 誓約書(様式第2号)	
7 関連調査に関する同意書(様式第3号)	
8 代理人(配偶者・直系親族以外の人)の場合、委任状	
9 本人の印鑑(認印)	
10 泉北ニュータウン内で親族と同居していたが、婚姻を機に別の世帯を形成するために転居した場合は同居していた親族の住民票(発行から3ヶ月以内)	
11 堺市パートナーシップ宣誓制度を利用されている世帯の場合、堺市パートナーシップ宣誓書受領証のコピー ※堺市パートナーシップ宣誓書受領証の氏名欄に通称名を用いている場合は、受付印のあるパートナーシップ宣誓書の写し(両面)のコピーも提出してください。	

申込み受付期間・申込み基準日

	申込み受付期間 土日祝日など市役所の開庁日は除きます。	申込み基準日	対象となる転入(転居)期間
第1回	平成31年 5月7日 ~ 5月31日	平成31年 4月1日	平成30年 4月2日 ~ 平成31年 4月1日
第2回	平成31年 7月1日 ~ 7月31日	平成31年 7月1日	平成30年 7月2日 ~ 平成31年 7月1日
第3回	平成31年 10月1日 ~ 10月31日	平成31年 10月1日	平成30年 10月2日 ~ 平成31年 10月1日
第4回	平成32年 1月6日 ~ 1月31日	平成32年 1月1日	平成31年 1月2日 ~ 平成32年 1月1日

※申込み基準日までに世帯要件及び住宅要件を満たす必要があり、申込み基準日が補助開始日となります。
※住民票に記載されている転入日(転居日)が申込み基準日から1年以内(上記「対象となる転入(転居)期間」参照)である必要があります。

※申込み受付は、堺市役所ニュータウン地域再生室(堺市役所本館5階)でのみ受け付けます。
(郵送や南区役所では申込みできません。)

